

第26 危険物製造所等廃止届出

(法第12条の6)

- 1 危険物製造所等廃止届出に必要な書類及び編さん
危険物製造所等廃止届出に必要な添付書類は、次の書類とする。
なお、編さん順序は、必要な添付書類の掲載順に編さんすること。
 - (1) 危険物製造所等廃止届出書（危険物規則様式第17）
 - (2) 当該製造所等の設置及び変更に係る全ての許可指令書、完成検査済証並びにタンク検査済証の正本及び副本

- 2 事務処理実施上の留意事項
 - (1) 危険物製造所等廃止届出書を受理する際には、当該製造所等の危険物が完全に除去されていることを現場調査等により確認するとともに、施設解体時の安全対策について指導を行うこと。
 - (2) 施設解体時の安全対策については、特に次の点を確認し指導すること。
 - ア タンクの解体は、市街地を避け安全な場所で行うとともに、残留危険物を水の充填などにより完全に除去し、溶断など火気使用前のガス検知による安全確認や、爆発防止として開口部の確保後の火気使用などの安全対策を実施して行うこと。
 - イ 危険物配管の解体は、溶断など火気使用せずに行うこと。
なお、やむを得ず溶断を行う場合は内部の水洗いなどにより危険物を完全に除去後行うこと。
 - (3) 地下貯蔵タンクを掘り出さないで廃止する場合には、タンク内部を洗浄後、水又は砂等で充填すること。